

重要事項説明書（情報公表システム取込様式）のご入力にあたって

「重要事項説明書（情報公表システム取込様式）」の作成に関するよくあるお問い合わせと回答を整理しました。

問1 「取込種別」とは何か。何を記載すればよいのか。

答1 都道府県が情報公表システムに取り込む際に使用する項目です。空欄のままとしておいてください。

問2 「被災確認事業所番号」とは何か。何を記載すればいいのか。

答2 各事業所宛てにご案内した被災確認事業所番号（24000920 から始まる 13桁の番号）を入力してください。（令和6年度に初めて定期報告をする事業所様には別途ご案内します）

問3 エクセルの行の高さや列の幅を変更したいが、パスワードがかかっているため変更できない。

答3 情報公表システムへの取込の都合上、様式を変更することはできません。

問4 文章が枠内に収まらない部分がある。どうしたらよいか。

答4 概要をご記載いただくなどして、枠内に収めてください。

なお、枠に収まらない詳細な事項をご記載いただく場合は、様式の最後にある「備考欄」をご活用ください。

問5 現在使用している様式をそのまま使用し続けてもよいか。

答5 所定の様式以外では介護サービス情報公表システムへの反映ができないため、令和6年7月1日時点の定期報告より、新様式（ver1.2）を使用して県に報告してください。

問6 昨年度提出したものと変更がないため、同じものを提出してよいか。

答6 厚生労働省により、昨年度からバージョンが改正されているため、前年度様式では取込ができません。新様式（Ver1.2）に改めて記載の上、ご提出をお願い致します

問7 昨年度提出しているため、今年度は提出しなくてよいか。

答7 必ず毎年提出してください。重要事項説明書の提出は、老人福祉法第29条第11項及び国通知（平成30年3月30日付け老高発0330第3号）に基づき依頼しているものです。

(参考) 有料老人ホームの情報公表について

(1) 情報公表項目の登録について

令和3年度から、全国の有料老人ホームの検索が容易となるよう、新たに介護サービス情報公表システムの生活関連情報に有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能が追加されました。

有料老人ホームの情報は、介護サービス情報公表システムのうち、「生活関連情報」の一つとして掲載されます。

【情報の掲載場所】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

当システムへの登録は都道府県等が行いますが、登録には「重要事項説明書(情報公表システム取込様式)」を使用することとされているため、令和6年10月25日付けで、「三重県有料老人ホーム設置運営指導指針」の重要事項説明書と別添様式を、このシステムへの取込様式に変更しております。

平成30年度以降、ご提供いただいた重要事項説明書は三重県ホームページに掲載しておりましたが、今後は同様の情報が介護サービス情報公表システムにて公表されることとなりますのでご承知おきください。

(2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム(介護付き有料老人ホーム)の取扱いについて

介護付き有料老人ホームについては、既に介護サービス情報公表システムにおいて公表されていますが、検索の利便性の観点や、有料老人ホームの類型によって情報量が異なることを避けることから、介護付き有料老人ホームについては、従来の特設施設入居者生活介護としての公表に加え、上記の生活関連情報(有料老人ホーム)でも公表されます。

(3) 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」から定期的に転送される情報により、生活関連情報の中に情報が掲載されますので、上記の方法による生活関連情報(有料老人ホーム)での情報公表の対象外です。

ただし、令和4年7月1日付けで、「三重県有料老人ホーム設置運営指導指針」の重要事項説明書と別添様式を、情報公表システム取込様式(Excel)に変更しておりますので、令和4年度の定期報告時よりこの様式を使用して重要事項説明書を作成してください。